

災害時連携計画変更届出書

令和 3 年 6 月 2 5 日

経済産業大臣 殿

札幌市中央区大通東一丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
取締役社長
社長執行役員 藪 下 裕 己

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂 本 光 弘

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員 市 川 弥 生 次

富山市牛島町 1 5 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水 野 弘 一

大阪市北区中之島三丁目 6 番 1 6 号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 土 井 義 宏

広島市中区小町 4 番 3 3 号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松 岡 秀 夫

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横 井 郁 夫

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣 渡 健

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之

電気事業法第 33 条の 2 第 1 項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、電気事業法第 33 条の 2 第 1 項後段の規定により届け出ます。

変更事項	本文 第 5 条 (定義)
変更前	(7) 被災事業者 非常災害により送配電設備に大規模な被害を受けた一般送配電事業者をいう。
変更後	(7) 被災事業者 非常災害により送配電設備に大規模な被害が想定される、または、被害を受けた一般送配電事業者をいう。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化するにあたり、被害が想定される一般送配電事業者についても被災事業者として定義

変更事項	本文 第 10 条 (被災事業者の対応)
変更前	(3) 応援要請 被災事業者は、被害の規模に応じ、地域幹事事業者を通じて応援を要請する。
変更後	(3) 応援要請 被災事業者は、発災前において甚大な被害が予測されかつ復旧要員の不足が見込まれる等の場合、または発災後において復旧要員が不足する等の場合には、被害の規模に応じ地域幹事事業者を通じて応援を要請することができる。 なお、発災前における応援要請にあたって、甚大な被害が予測される場合とは、非常に強いまたは猛烈な台風について、48 時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合、または、電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）をいう。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化

変更事項	【別添1】 2. 応援要請の手続き
変更前	(1) 初動対応 a. 被災事業者 ①災害発生直後の連絡（速報） 被災事業者は、被災状況、復旧体制の状況、連絡窓口（責任者、連絡手段）等について、災害発生後すみやかに被災地域幹事事業者(注)へ連絡する。
変更後	(1) 初動対応 a. 被災事業者 ①発災前および災害発生直後の連絡（速報） 被災事業者は、被災状況、復旧体制の状況、連絡窓口（責任者、連絡手段）等について、災害発生後すみやかに（発災前における応援要請の場合は判明後すみやかに）被災地域幹事事業者(注)へ連絡する。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化

変更事項	【別添1】 2. 応援要請の手続き
変更前	(1) 初動対応 b. 被災地域幹事事業者 ②応援体制の決定 被災地域幹事事業者は、被災事業者と調整のうえ、災害の程度（「参考判断基準」を参照）に応じて応援体制を決定する。決定した応援体制は、被災事業者から得た情報とあわせて地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連携する。
変更後	(1) 初動対応 b. 被災地域幹事事業者 ②応援体制の決定 被災地域幹事事業者は、被災事業者と調整のうえ、災害の程度（「参考判断基準」を参照）に応じて応援体制を決定する。決定した応援体制は、被災事業者から得た情報とあわせて地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連携する。なお、被災地域幹事事業者は、被災事業者の近傍の一般送配電事業者より順に応援調整を行うことを基本とする。
変更の理由	近傍から応援調整することを明記

変更事項	【別添1】 連絡体制フロー
変更前	—
変更後	【発災前】 ①→⑭まで実施 【発災後】 ⑮および並行して①→④を再度実施し、要員等が不足すると判断した場合は追加で⑤→⑭を実施（特に追加要請等必要なければ⑤→⑭は実施しない） その後、⑮→⑰を実施
変更の理由	発災時の体制移行を明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	(1) プッシュ型応援 被災事業者の供給区域の被害が甚大な場合、隣接事業者は、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の供給区域の近傍まで電源車等を移動させると共に、それぞれの地域幹事業者に応援実施状況について連絡を入れる。
変更後	(1) 自発的な派遣（プッシュ型応援） 被災事業者の供給区域の被害が甚大な場合、隣接事業者は、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の供給区域の近傍まで電源車等を移動させると共に、それぞれの地域幹事業者に応援実施状況について連絡を入れる。
変更の理由	プッシュ型応援の定義を明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	(1) プッシュ型応援 a. 自発的な派遣（プッシュ型応援）の前提条件 ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、被害予想がされない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合
変更後	(1) 自発的な派遣（プッシュ型応援） a. 自発的な派遣（プッシュ型応援）の前提条件 ・ 被災事業者からの応援要請がない場合 ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、被害予想がされない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合
変更の理由	事前の応援要請とプッシュ型応援の違いを明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	<p>(2) 要請に基づく応援</p> <p>応援事業者は、被災事業者から応援要請があった場合、直営による応援、または必要により協力会社の斡旋を行う。また、応援事業者は、被災事業者から応援要請に基づき、電源車による応急送電、電柱復旧、外線復旧、樹木伐採、引込線復旧などの作業を実施する。なお、応援事業者は、協力会社を斡旋した場合、協力会社の作業内容や応援規模について被災地域幹事事業者（地域幹事事業者）と連絡・調整を行う。</p>
変更後	<p>(2) 要請に基づく応援</p> <p>応援事業者は、被災事業者から復旧要員の不足が見込まれる等の理由による応援要請があった場合、直営による応援、または必要により協力会社の斡旋を行う。また、応援事業者は、被災事業者から応援要請に基づき、電源車による応急送電、電柱復旧、外線復旧、樹木伐採、引込線復旧などの作業を実施する。なお、応援事業者は、協力会社を斡旋した場合、協力会社の作業内容や応援規模について被災地域幹事事業者（地域幹事事業者）と連絡・調整を行う。</p> <p>a. 要請に基づく応援の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、設備被害予想がない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合 <p>b. 発災前における応援要請の判断基準</p> <p>発災前における応援要請の判断を迅速に行うため、要請要否判断基準を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に強いまたは猛烈な台風について、48 時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ・ 電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）
変更の理由	発災前の応援要請における前提条件および判断基準を明確化

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。